仕　様　書

委託番号	2301
契約形態	業務委託

1　委託名　　防災行政無線保守点検業務委託

2　履行期間　令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

3　履行場所

⑴　固定系親局設備・放送用マイク装置
　草加市高砂１丁目１番１号　草加市役所本庁舎８階防災無線室内

⑵　Ｊ－ＡＬＥＲＴ無停電電源装置・Ｂ型遠隔制御装置
　八潮市大字鶴ヶ曽根１１８５　草加八潮消防組合八潮消防署３階情報指令センター内

⑶　緊急割込み装置
　越谷市増林３丁目２番地１
　越谷市南越谷１丁目４番２５号

⑷　同報系拡声子局設備１２７か所
　別添一覧表のとおり

⑸　同報系拡声子局設備蓄電池交換２１か所
　担当者と協議し、適切な同報系拡声子局の蓄電池と交換をする。

4　支払方法　業務完了払（年１回払）

5　対象機器

固定系親局設備には、操作卓、地図表示盤、音源卓、屋上無線電話装置のほか、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）に係る設備及び直流電源設備を含むこと。また、固定系親局設備及びＢ型遠隔制御装置設備にも全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を含むこと。

6　委託内容

⑴　定期点検（年１回）

ア　実施時期については、作業日程表を提出し、発注者と協議の上実施すること。

イ　点検内容については、発注者の指示に従うものとする。また、点検項目は電波法に定める落成検査時の機能試験に準じること。

ウ　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の点検は、国民保護情報等を受信した際の機能（回転灯表示・防災行政用無線の自動起動等）が正確に動作することを検証するとともに、機器の故障による誤報が発生しないようにすること。

エ　定期点検において、緊急対応を要する事象については、受注者の負担で応急措置を講じたのち、直ちに発注者に報告すること。

オ　ＦＭこしがや割込み装置は防災行政無線から音声情報を伝達する装置であり、点検先として、市役所側に設置する放送用マイク装置並びにＦＭこしがや放送局側に設置する緊急割込み装置などの各ネットワーク機器を対象とすること。

カ　指定する無線の再免許申請

⑵　障害対応（随時）

ア　固定系親局設備及びＢ型遠隔制御装置設備に係る障害（災害起因も含む。）は３６５日２４時間体制で対応し、通常通り放送が行えるよう迅速に復旧させること。
　なお、同報系拡声子局設備に係る障害についても可能な限り迅速に復旧させること。

イ　同報系拡声子局設備について、発注者から指示があった場合は、スピーカー向き等の調整を行うこと（高所作業車での作業を含む。年１０回程度）。また、調整を行った際に、操作卓等及び地図表示盤等に相違が生じた場合は、メーカーと調整の上データを更新すること。

ウ　市庁舎の電気設備点検等に当たっては、復旧作業等を実施すること（休日、年２回程度）。

エ　保守点検の中で生じる軽微な修繕（設備・機器の交換等が不要なもので、応急措置により機能が回復できるもの）は、本業務委託に含むこと。

⑶　蓄電池の交換

ア　実施時期については、作業日程表を提出し、発注者と協議の上実施すること。
イ　履行場所については、担当者と協議の上、同報系拡声子局設備２１か所と再送信装置設備１か所交換すること。
ウ　消防署のＪ－ＡＬＥＲＴ無停電電源装置と親局直流電源装置の電池を交換すること。

7　その他
⑴　仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
⑵　作業時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの期間を除くこと。
⑶　全ての委託業務に係る材料費、廃棄物処理等を含むこと。
⑷　全ての作業を行う際は安全対策を講じること。
⑸　全ての委託内容を完了後は、速やかに結果報告書を提出すること。
⑹　業務上知り得た事項を漏らさないこと。
⑺　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
⑻　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

8　問合せ先
⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所　契約課
電話０４８（９２２）１１２９（直通）
⑵　契約締結後の問合せ先
草加市役所　危機管理課　森井
電話０４８（９２２）０６１４（直通）